

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和5年10月2日	ケーピー運送株式会社(法人番号3110001016691)代表者横山繁	新潟県三条市帯織8911-3	本社営業所	新潟県三条市帯織8911-3	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和4年4月27日及び令和5年1月26日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)(3)点検整備記録簿の保存義務違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項)(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(6)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(7)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(8)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)(9)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)	5	5
一般貨物	令和5年10月23日	丸進運輸株式会社(法人番号5140001078950)代表者半田静夫	兵庫県伊丹市森本8-104	松本営業所	長野県安曇野市穂高8421-1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項及び同条第4項、法第18条第1項及び同条第3項	令和5年3月6日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(5)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(7)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)(8)運行管理者の選任違反(安全規則第18条第1項)(9)運行管理者の解任の未届出違反(安全規則第19条)	8	8

一般貨物	令和5年10月23日	信州丸進運輸株式会社 (法人番号 8100001026019)代表者半 田祐也	長野県安曇野市穂 高8421-1	本社営業所	長野県安曇野市穂 高8421-1	輸送施設の使用停止 (100日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1項、 法第17条第1項及び同条 第4項	令和5年3月6日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(3)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第2項)(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(6)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(8)運転者に対する指導監督の記録記載不備(安全規則第10条第1項)(9)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	10	10
一般貨物	令和5年10月23日	長門運輸株式会社(法人 番号6100002016061)代表 者齋藤裕	長野県上田市塩川 2500-53	東御営業所	長野県東御市和 2110-1	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1 項、第3項及び第4項、法 第60条第1項	令和3年12月28日及び令和4年1月12日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)乗務時間等告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)(3)過積載運送防止の指導及び監督の怠慢違反(安全規則第4条)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第2項)(5)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(7)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)(8)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)(9)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)(10)報告義務違反(法第60条第1項)	18	7

一般貨物	令和5年10月24日	有限会社大和陸運(法人 番号4230002013857)代表 者関昌功	富山県射水市殿村 421	本社営業所	富山県射水市殿村 424	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 41項	令和5年2月9日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(4)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(7)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
一般貨物	令和5年10月28日	赤城山運輸株式会社(法 人番号4070001032206)代 表者浅野涼美	茨城県小美玉市橋 場美61番地2	石川営業所	石川県羽咋市大川 町北新233番地6 アーバンハイツ 号室	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号	令和5年7月6日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。